

1 対象者

- (1) 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（みなし大企業は除く）
- (2) 資本金又は出資金を有しない場合、常時使用する従業員が1,000人以下の法人や個人

〔みなし大企業とは〕

- ・同一大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

2 対象設備

下記の要件を満たす設備で、償却資産として課税されるもの

設備の種類	取得期間	取得価額	販売開始時期
機械及び装置	H30.6.6～H33.3.31	160万円以上	10年以内
工具（測定工具又は検査工具）	※事前に計画の認定を受けていること。	30万円以上	5年以内
器具及び備品		30万円以上	6年以内
建物附属設備		60万円以上	14年以内

※中古資産は対象外

※導入する設備が、その設備の旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上することを証明する証明書（工業会等による証明書）の発行を受けること

※取得価額は1台又は1基の取得価額（1組又は1式をもって取引単位とされるものは1組又は1式の取得価額）